

岐阜県毛織物業最低工賃の廃止決定に係る岐阜地方労働審議会の意見に関する公示

岐阜労働局一般公示第12号

平成23年11月28日岐阜地方労働審議会から岐阜県毛織物業最低工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定に基づき、要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、平成23年12月14日までに岐阜労働局長（岐阜市金竜町5丁目13番地）あて別紙様式により異議申出をされたい。

平成23年11月29日

岐阜労働局長
矢部 憲一

記

岐阜県毛織物業最低工賃の廃止決定に係る岐阜地方労働審議会の意見要旨

次の岐阜県毛織物業最低工賃を廃止すること

- 適用する家内労働者
岐阜県の区域内で毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、糸の規格欄及び織り方の規格欄の区分に応じ、織布1メートルにつき、金額欄に掲げる金額

品目	糸の規格				織り方の規格					金額
	たて糸、よこ糸の別	種類	太さ	単糸、双糸の別	2.54センチメートル当たりのよこ糸の本数	そうこう枚数	ジャガード口数	仕掛けの長さ	織上げ幅	

紳士服地 (無地のものを除く。)	たて糸及びよこ糸	そ毛糸	48番手	双糸	55本	ドビー 8枚	60メートル以上	155センチメートル以上	185円	
婦人児服地 (無地のものを除く。)		紡毛糸	14番手	単糸	35本					136円
		そ毛糸	48番手	双糸	50本				600口たて糸 4000本	154円
					55本	ドビー 8枚			154円	
着尺地 (無地のものを除く。)				42本			112円			
芯地	たて糸		36番手	双糸	40本以上	タペット 2枚		110センチメートル以上	45円	
	よこ糸		10番手	単糸	42本以下					

4 廃止年月日

平成24年3月31日

別 紙

異 議 申 出 書

平成23年11月29日貴殿が公示した岐阜県毛織物業最低工賃の廃止決定に係る岐阜地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項の規定により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

平成 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

岐阜労働局長 矢部憲一 殿